

令和3年度 第3回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年6月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和3年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和3年度

第3回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和3年6月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 7 番 星 美喜雄 委員 8 番 中澤 正規 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 20 分

令和3年度 第3回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第3回魚沼市農業委員会総会は、令和3年6月25日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

ご苦労様です。本日は総会終了後に農地パトロールの説明会を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出はありませんでした。出席者数19名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第3回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長

（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会についても特に報告事項はございません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

第3部会についても今回は報告事項ありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）
第4部会も報告事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）
広報部ですが、本日、農地パトロールの説明会終了後、今後の活動についての広報部会の中での打ち合わせをやりたいと思っておりますので、広報部会員は残っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（上村会長）
それでは、日程1の報告事項についてそれぞれ報告がありました。皆様方から報告、質問等ありましたらお願いいたします。
（特になし）
それでは、特になしですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）
日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に指名を一任願えますでしょうか。
「異議なし」の声あり。
それでは、議席番号7番星美喜雄委員及び議席番号8番中澤正規委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）
続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）
では、議案書の3ページをご覧ください。
日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は3件、7筆、3,453.00㎡の届出がありました。主な解約の理由は第三者と貸借するためとなっております。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）
報告第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、発言をお願いいたします。
（特になし）

それでは、特にないようですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は22件受付し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

なお、整理番号14番につきましては、登記の遅れにより司法書士を通じて届け出があったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の7ページ・8ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転譲与1件、売買3件、使用賃借権設定3件、使用貸借権設定1件の合計8件です。

整理番号1	申請地	*****	田	100 m ²
	譲渡人	魚沼市小出島910	魚沼市	
	譲受人	*****		

権利種別 所有権移転 譲与

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地は、**地区の圃場整備事業計画予定区域内にあることから、**区総会に諮ったのち、**区長を通じて当市へ相談があり、隣接地を耕作している譲受人への譲与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 畑 49 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人宅の真向かいにあり、隣接地を譲受人が耕作していることから、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 畑 299 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は隣接地を譲受人が耕作しており、譲受人との売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4番から7番は関連がありますので、まとめて説明いたします。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか3筆 合計 631 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

整理番号5 申請地 **** 畑ほか3筆 合計 1,136 m²
貸付人 ****
借受人 ****
権利種別 賃借権設定 *****円/10 アール

整理番号6 申請地 **** 畑ほか1筆 合計 833 m²
貸付人 ****
借受人 ****
権利種別 賃借権設定 *****円/10 アール

整理番号7 申請地 **** 畑 467 m²
貸付人 ****
借受人 ****

権利種別 賃借権設定 *****/10 アール

申請の理由は、農業経営を新たに行うためです。譲受人は妻と共に40年以上自宅敷地内の家庭菜園で園芸作物を作ってきましたが、今年定年を迎えることから、これを機に長年慣れ親しんだ**区内で農地を取得して、妻と共に農業に専念していききたいという希望があり、自宅近くに農地を所有する集落内の農家へ相談をしたところ、市外に住んでいて耕作ができないため耕作者を探していた整理番号4番の譲渡人との売買の話がまとまり、また、整理番号5番、6番、7番の貸付人との賃借契約の話がまとまったことから申請があったものです。申請農地の合計面積は3,067㎡になります。譲受人は耕運機と草刈り機を所有しており、意欲的で経験年数もありますので、効率よく耕作していくものと考えます。

整理番号8番は、農業者年金受給に伴う親子間の使用賃借権の設定となっております。

以上、整理番号1番、2番、3番、4番及び5番から7番、8番につきまして、議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小岩孝徳委員

整理番号1番ですが、6月20日に推進委員の櫻井さんと現地確認をした結果、当該用地は一枚の田んぼの中の一角にあり、現在稲が植えてある状態となっております。*****に確認したところ、これからも耕作できるということでしたので、問題ないことを報告いたします。

続けて、整理番号2番のほうですけれども、これも6月20日に推進委員の櫻井さんと現地確認をした結果、当該用地は*****さんの家のすぐ前にあり、現況畑として使われておりました。*****さんに確認したところ、耕作を続けていけるそうなので、問題ないことを報告いたします。

井上昭委員

整理番号3番ですが、6月8日に*****さんから書類を持って私の家に来ていただきまして、検討いたしました。そして6月20日に*****さん宅にお邪魔しまして、現地確認並びに本人の意思確認をいたしました。それでその畑なんですけれども、今、*****さんの耕作している畑の隣ですので今後も効率よく耕作されるものと考えます。以上です。

大家市衛委員

整理番号4番、5番、6番、7番ですが、6月20日に*****さんと現地確認いたしました。現在は全体を作付けしている状態ではなかったんですけれども、既に準備を始めていると言いますので、大丈夫なんではないかと思っております。*****さんも定年を機に農業を始めたいということでございますので、農地が荒れないうちにそういう耕作者が現れるのは大変いいことじゃないかなと思ってお

ります。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転譲与に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号2番、3番、4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

続いて、賃借権設定及び使用貸借権に関する整理番号5番、6番、7番、8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から8番まで、異議なしと認め、許可いたします。

事業計画変更承認申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

それでは、議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号事業計画変更承認申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計1,495㎡
	申請人	*****		
	当初計画目的	倉庫、駐車場及び廃材置場敷地		
	変更転用目的	農地		
	変更事由	景気の悪化等により、当初計画していた事業拡大が困難となり、また、平成29年に廃業したため		

当初計画者は、**年**月**日付け小農地第***号で倉庫、駐車場及び廃材置き場敷地を目的に転用許可を得ましたが、当初計画していた事業拡大が景気の悪化等により困難となり、造成工事を断念し、平成29年に廃業いたしました。この度、当初計画者である*****さんが農業経営を拡大するため、農地として利用する旨の事業計画変更の申請があったものです。なお、申請地の農地として利用する1,495㎡の田んぼにつきましては、昨年も水田及び畑として利用されておりますので、引き続き農地として利用することに支障はありません。

議長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番ですが、*****さんが高齢となりまして、今後事業を営んでいくには大変すぎるというようなこともございまして、廃業ということになりました。それで、今月の21日に現地を確認させていただきましたが、既に耕作もされており、畑のほうもきちんと植えられているというようなことで、今後も継続して耕作がなされていくものと思われま

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、ないようですので、採決に入ります。議案第2号事業計画変更承認申請についての整理番号1番について、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。なお、議事参与の制限によりまして櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

それでは、説明させていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 1,076 m ²
	農地区分	第一種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	建設機械置場及び駐車場		
	転用目的	建設機械置場及び駐車場敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの		

申請地は**地内の農地です。申請人は自動車整備業等を営んでおりますが、会社の駐車場が手狭であり、現在は市内に土地を借りて駐車スペース

を確保していますが、自己の土地を利用し、建設機械置場及び駐車場敷地とするために申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地の一部を駐車場の敷地として利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、6月の半ば過ぎに行政書士さんから書類を提出していただきまして、その場で現地の確認をさせていただきました。総会の資料が来た時に推進委員の駒形さんからも現場のことをお聞きしてきました。内容のほうに関しては、事務局の説明のとおりでございます。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め許可することといたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

なお、整理番号3は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1、整理番号2を説明いたします。

整理番号1	申請地	*****	田	336 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

申請概要 一般住宅敷地の拡張
転用目的 一般住宅敷地
判断理由 申請地のおおむね 300m以内に*****駅があるため
申請地は*****地内の農地です。譲受人は申請地に隣接する住宅を取得し、居住していますが、敷地が狭く、冬期は雪の処理に苦慮しているため、隣接する申請地を取得し、消雪池の造設及び植樹をして利用するため申請があったものです。

整理番号 2 申請地 ***** 畑 551 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 *****発電所取水堰堤浚渫土砂水切り用仮置場
転用目的 *****発電所取水堰堤浚渫土砂水切り用仮置場敷地
判断理由 中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は*****地内の農地です。譲受人は現在*****発電所のダム改良工事中ですが、今後ダム内にたまる土砂を搬出前に水切りするための仮置き場として申請地を利用するため申請があったものです。

整理番号 1 及び整理番号 2 の説明については以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大家市衛委員

整理番号 1 番ですが、*****さんが図面を持ってきて説明を受けたんですが、昨日、一昨日現地に行って見てきました。*****さんが買った家の裏が片屋根式でそこにみんな雪が落ちるといことなんですが、その田んぼは一昨日行ったときにきれいに草を刈ってあって、きれいにしてありました。実際にそこに行くとすると農業機械が入れられないような感じでした。それで*****さんもそこを池にして雪を消したいとこういうことでもあります。

星美喜雄委員

整理番号 2 番ですが、この場所は*****の土地になりまして、今まで発電所工事の出入り道路といいますか、仮道路というような形でもって一時使用していたところになるんですけども、それをこの土砂を乾燥させるための土地として使用するというので書類のほうも現地のほうも特に支障ありませんのでありませんので、異常ないものと思われまして。

議長（上村会長）

整理番号 1 番並びに 2 番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。
まず整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
それでは、整理番号1番・2番ともに異議なしと認め、許可いたします。
続いて、整理番号3番お願いいたします。

事務局（桑原主任）

整理番号3は議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員は退席いただきます。
（櫻井信夫委員退席）
それでは、説明させていただきます。

整理番号3	申請地	*****	田ほか1筆	合計 905 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	小児科医院1棟及び駐車場		
	転用目的	小児科医院及び駐車場敷地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担しているため		

申請地は**地内の農地です。借受人は現在、*****で小児科医師として勤務していますが、申請地を取得して小児科医院を開業するため申請があったものです。

議長（上村会長）

整理番号3番につきまして、事務局に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星美喜雄委員

整理番号3番ですが、現地は地図のとおり今現在*****、それと*****になります。その間の土地になるわけなんですけれども、そこにこの小児科医院をつくるということになって、現在は作付けはしておりません。そういう形になっておりますので、問題ないものと思います。以上です。

議長（上村会長）

整理番号3番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号の整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、許可することといたします。
（櫻井信夫委員着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書17ページをご覧ください。

議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。

今月は4件、7筆、2,241.00㎡です。以下、個別にご説明いたします。

整理番号1 申請地 ***** 畑ほか1筆 合計893㎡
新地目 原野
申請者 *****
非農地の原因 昭和年月日不詳より耕作放棄地となり、30年以上経過し、農地として復元することが困難なため
 図面からも推察されるところ、現地は山の斜面に位置し、農機による作業も困難な耕作不適・耕作不便な状況であり、周辺原野と一体の状態となっています。

整理番号2 申請地 ***** 田 340㎡
新地目 原野
申請者 *****
非農地の原因 昭和年月日不詳より耕作放棄地となり、30年以上経過し、農地として復元することが困難なため
 図面からも推察されるところ、現地は山の斜面に位置し農機による作業も困難な耕作不適・耕作不便な状況であり、周辺原野と一体の状態となっています。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか1筆 合計416㎡
新地目 原野
申請者 *****
非農地の原因 昭和年月日不詳より耕作放棄地となり、30年以上経過し、農地として復元することが困難なため
 図面からも推察されるところ、現地は沢の奥で道路もなく、耕作不能な状況であり、周辺原野と一体の状態となっています。

整理番号4 申請地 ***** 田ほか1筆 合計592㎡
新地目 原野
申請者 *****
非農地の原因 昭和年月日不詳より耕作放棄地となり、30年以上経過し、農地として復元することが困難なため

過し、農地として復元することが困難なため
図面からも推察されるとおり、現地は農機の進入路がなく、耕作不適・
耕作不便な状況であり、周辺原野と一体の状態となっています。

以上、現地の状況から変更に変更できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第5号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番から4番まで、申請どおり決定することによってよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の19ページをご覧ください。

日程第4議案第6号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	14件
	筆数	30筆
	面積	34,783.00 m ²

所有権移転	件数	1件
	筆数	4筆
	面積	3,160.00 m ²

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、23ページをご覧ください。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか3筆
			合計3,160 m ²
	所有権を移転する者	*****	

所有権の移転を受ける者 ＊＊＊＊＊＊
所有権移転 贈与

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の決定」については、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

特になし

議長（上村会長）

それでは、以上をもちまして本日の提案・報告・議案事項、それぞれ審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は14時20分）

上記会議の内容は、令和3年度第2回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
